

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

専門委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本(以下、当法人という。)の理事会規則第8条第1項に基づき、当法人の事業運営に必要な活動であって専門的な事項を企画・実行するために設置する専門委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の設置)

第2条 当法人は、理事会の決議に基づき専門委員会を設置する。

(専門委員会の構成等)

第3条 専門委員会は、専門委員会の担う専門的事項に関し、知識、経験を有する者であって、当法人のボランティアもしくは学識経験者のうちから、委員長が選任する委員、及び理事会で選任する担当理事によって構成するものとする。

- 2 委員長は、本条第1項の要件を満たす者の中から理事長が選任する。
- 3 担当理事が、専門委員会の委員長を兼ねることは妨げない。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を選任することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時あるいは事故ある時に、その職務を代行する。
- 5 委員長及び委員は原則として無報酬とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事会の決議に基づき、委員長、副委員長及び委員の全部又は一部に対し、報酬を支払うことができる。

(任期)

第4条 専門委員会の委員の内、担当理事及び委員長の任期は、理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に定める以外の委員の任期は、委員長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された委員の任期は、前任の委員の任期の満了する時までとする。
- 4 委員の内、担当理事の再任は、原則として連続4期までとし、委員長の再任は原則として連続3期までとする。

(担当理事の役割)

第5条 担当理事は、他の委員と共に専門委員会の目的、ミッション範囲などを明示するものとし、担当する専門委員会が円滑に運営され、所期の目的を果たすようにアドバイスを提供するとともに、担当する専門委員会の業務執行に関し、理事会に対する説明責任を負う。

(運 営)

- 第6条 専門委員会は委員長が招集する。委員長が欠けた時あるいは事故ある時は、副委員長(副委員長が置かれていない場合には委員長があらかじめ指名した者)がこれに当たる。
- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。委員長が欠けた時あるいは事故ある時は、副委員長(副委員長が置かれていない場合には委員長があらかじめ指名した者)がこれに当たる。
 - 3 専門委員会の決議は委員の3分の1以上が出席し、その過半数によって行う。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、電子メールによる決議を行うことができる。
 - 5 電子メールによる決議は、委員長が議案の要旨及び審議期間を明示して行い、過半数の賛成によって決するものとする。審議期間内に過半数の賛成を得られない議案は否決されたものとする。審議期間経過後、委員長は、担当理事及び委員に対し、議案の採否について電子メールにより報告する。
 - 6 委員長は、必要あると認めた場合は、委員以外の者に対して、専門委員会において意見を述べさせることができる。
 - 7 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に対して、資料を提出させ、その他必要な協力を求めることができる。
 - 8 委員長は、専門委員会の議事について、開催日時、場所、議事の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

(報 告)

- 第7条 担当理事は、理事会に対し、年1回以上、専門委員会の活動状況を報告するものとする。
- 2 運営諮問会議もしくは理事会は、担当理事又は委員長に対し、必要に応じて専門委員会の活動状況の報告を求めることができる。

(連 携)

- 第8条 各専門委員会は、各専門委員会が担う事項の企画・実行に際し、当法人事務局と連携し、当法人の全体的な業務の円滑な遂行に協力するものとする。

(改 廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成27年(2015年)6月18日から施行する。(平成27年(2015年)6月18日理事会議決)

改正 平成28年(2016年)6月24日

改正 平成30年(2018年)3月2日